

平成30年3月30日

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 理事長 殿  
一般社団法人全国介護付きホーム協会 代表理事 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課長 武田 文彦  
(公印省略)

在宅支援課長 下川 明美  
(公印省略)

平成30年度（介護予防）特定施設入居者生活介護の  
指定申請に係る事前相談計画の取扱いについて（通知）

日頃より、特定施設入居者生活介護に関する都の事務に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」（以下「都計画」という。）の策定に伴い、介護専用型・混合型の特定施設必要利用定員総数が設定されたところですが、これを受け、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定に係る事前相談計画の取扱いについて、下記の通りお知らせします。

つきましては、加入事業者様への情報提供に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 具体的な手続

別添資料「平成30年度（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定申請に係る事前相談計画の取扱いについて」及び「平成30年度特定施設入居者生活介護事前相談及び都の総量管理について（ポイント）」を参照してください。

なお、当該資料については、東京都福祉保健局ホームページでも公表しております。

2 各圏域整備可能定員数

平成30年4月1日時点の整備可能定員数については、近日中に東京都福祉保健局ホームページに掲載する予定です。

3 お問い合わせ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営調整担当

担当 土屋・久保田

電話 03-5320-4296（直通）

## 平成30年度（介護予防）特定施設入居者生活介護の 指定申請に係る事前相談の取扱いについて

「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度）」（以下「都計画」という。）に基づき、介護専用型・混合型の特定施設必要利用定員総数が設定されているところですが、平成30年度の特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定に係る事前相談の取扱いについて、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 対象施設

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームに該当するもの）及び軽費老人ホームで、（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定申請を計画しているもの

#### 2 区市町村及び都における事前相談について

##### (1) 区市町村における事前相談

都へ事前相談計画書（以下「計画書」という。）を提出する前に、あらかじめ、施設整備予定地所在の区市町村にこれを提出してください。

##### (2) 都における事前相談

都では、提出された計画書を「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」（以下「事前相談取扱要領」という。）の3により審査した後收受することとします。

##### (3) 都における事前相談取りまとめ期間

ア 都における事前相談受付開始日時は**平成30年4月17日（火曜日）午前9時00分**とします。

イ 平成30年4月については、同日から月末（4月27日）までの間に收受した計画書を取りまとめます。また、5月以降は月初から月末までとします。

ウ 都での事前相談についての日程予約は、4月10日（火曜日）午前9時00分以降電話で受付けます。**（予約必須）**\*

#### ※ 電話での日程予約に当たっての留意事項

- ・ 受付電話番号は、対象施設種別ごとに、下記お問い合わせ先に記載の番号とします。
- ・ 来庁による予約など、電話以外の方法での予約受付は行いません。
- ・ 予約受付開始日は、1回の電話につき予約は計画書1件までとさせていただきます。
- ・ 1件の計画書提出について複数の予約電話をされないようお願いします。

(4) その他事務取扱方法は、事前相談取扱要領に定めるところによります。

### 3 総量管理方法

(1) 上記2(3)により取りまとめた計画について、介護専用型・混合型それぞれで、老人福祉圏域ごとに、都が計画書を収受した日付(以下「都収受日」という。)が早い計画から順に、都計画における整備可能定員数(いわゆる「枠」)を割り振ることとします。具体的には、以下の日付等により順序を決めることとします。

ア 都収受日

イ 上記アが同日となる場合、区市町村が計画書を収受した日付

ウ 上記ア及びイが同日となる場合、都が計画書を収受した日の時刻

(2) 上記(1)の結果に関わらず、事前相談について、事前相談取扱要領の4に基づく都から区市町村への通知に対し、区市町村から「認める」との回答がある場合は、都は必要利用定員総数に基づく指定の拒否はしない(※1)こととします。

(3) 老人福祉圏域ごとの整備可能定員数については、都福祉保健局ホームページに最新の状況を掲載します。(※2)

### 4 事前相談対象外施設について

養護老人ホーム(※3)が特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合又は介護療養型医療施設が特定施設へ転換する場合については、都は必要利用定員総数に基づく指定の拒否はしないこととします。

(※1) したがって、都計画における「枠」がない圏域では、区市町村が計画を認めるか否かで指定の可否が決まることとなります。

(※2) 平成27年4月より八王子市が中核市に移行し、特定施設に関する事務は八王子市に委譲されていますが、特定施設入居者生活介護の総量管理は都で行います。

(※3) 養護老人ホームについて、以前は外部サービス利用型のみ指定を受けられましたが、平成27年4月より、一般型(包括型)の指定を受けることができることとされています。

#### 【お問い合わせ先】

(有料老人ホーム・軽費老人ホーム)

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営調整担当

電話：03-5320-4296(直通)

(サービス付き高齢者向け住宅)

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当

電話：03-5320-4273(直通)

平成30年3月

施設整備を計画中の皆様へ

平成30年度 特定施設入居者生活介護  
事前相談及び都の総量管理について（ポイント）

対象：有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 軽費老人ホーム  
(介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定申請を計画しているもの)

【 都における事前相談の受付期間（平成30年度）】

(4月) 17日～27日・(5月以降) 月初～月末

【 上記受付に係る予約方法 】

4月10日(火曜日)午前9時00分以降に電話にて受付けます(※予約必須)。

- ・ 受付電話番号は、対象施設種別ごとに、下記お問い合わせ先に記載の番号とします。
- ・ 来庁による予約など、電話以外の方法での予約受付は行いません。
- ・ 予約受付開始日は、1回の電話につき予約は計画書1件までとさせていただきます。
- ・ 1件の計画書提出について複数の予約電話をされないようお願いします。

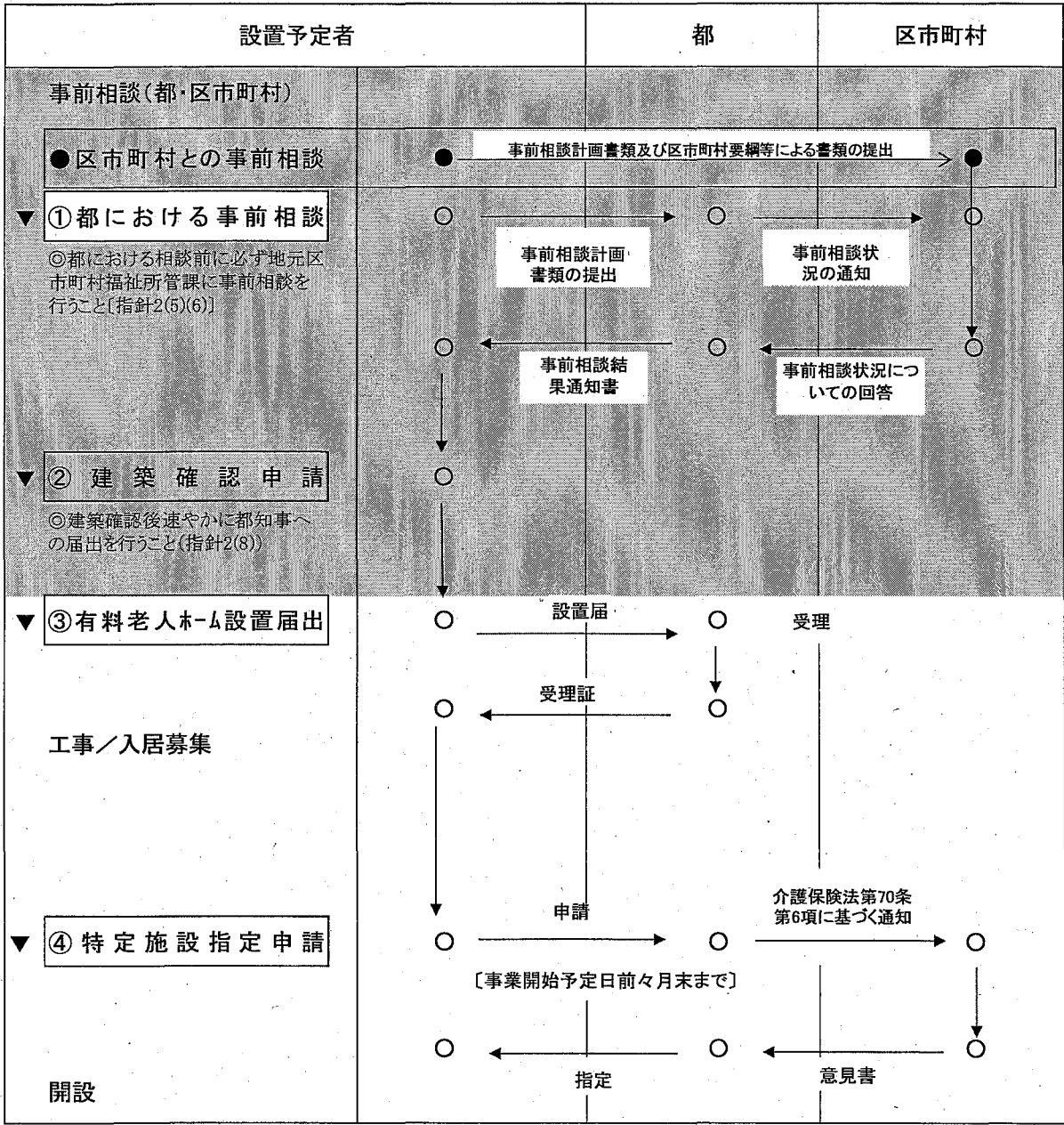
- 整備枠は「第7期東京都高齢者保健福祉計画」(平成30年度～平成32年度)に基づき定められています。
- 都と事前相談をする前に、整備予定地所在の区市町村と事前相談をしてください。
- 都における事前相談状況を踏まえ、月ごとに「計画書收受日順」で整備枠を割り振ります。
- 都計画における整備枠がない圏域では、区市町村が計画を認めるか否かで、指定の可否が決まります。
- 最新の整備枠状況・事前相談に必要な書類は、都福祉保健局ホームページで公表しています。

【お問い合わせ先】

(有料老人ホーム・軽費老人ホーム)  
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営調整担当  
電話：03-5320-4296(直通)

(サービス付き高齢者向け住宅)  
東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課高齢者住宅担当  
電話：03-5320-4273(直通)

有料老人ホームの事務手続フロー



◇住宅型ホームについては、③の後開設。

◇事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書により行う。